

# 「個別改定項目について」 の補足説明資料

# 医療DX推進体制整備加算及び医療情報取得加算の見直し（案）

令和6年6月～9月

医療DX推進体制整備加算	8点
医療DX推進体制整備加算（歯科）	6点
医療DX推進体制整備加算（調剤）	4点

※初診時に所定点数を加算

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）  
～中略～

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有していること。（令和6年10月1日から適用）

令和6年10月～

医療DX推進体制整備加算1	8点+●点
医療DX推進体制整備加算1（歯科）	6点+●点
医療DX推進体制整備加算1（調剤）	4点+●点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**十分な実績**を有していること。

**（新）マイナポータル**の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

医療DX推進体制整備加算2	8点+●点
医療DX推進体制整備加算2（歯科）	6点+●点
医療DX推進体制整備加算2（調剤）	4点+●点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**必要な実績**を有していること。

**（新）マイナポータル**の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

医療DX推進体制整備加算3	8点
医療DX推進体制整備加算3（歯科）	6点
医療DX推進体制整備加算3（調剤）	4点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**実績**を有していること。

マイナ保険証利用率（案）（注）利用率は通知で規定

利用率実績	令和6年7・8月～	令和6年10・11月～
適用時期	令和6年10月～	令和7年1月～
加算1	●%	●%
加算2	●%	●%
加算3	●%	●%

※ 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。ただし、令和6年10月～令和7年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。

令和6年6月～11月

初診時	医療情報取得加算1（現行の保険証の場合）	3点
	医療情報取得加算2（マイナ保険証の場合）	1点
再診時（3月に1回に限り算定）	医療情報取得加算3（現行の保険証の場合）	2点
	医療情報取得加算4（マイナ保険証の場合）	1点

調剤時（6月に1回に限り算定）	医療情報取得加算1（現行の保険証の場合）	3点
	医療情報取得加算2（マイナ保険証の場合）	1点

令和6年12月～

初診時	医療情報取得加算	●点
再診時（3月に1回に限り算定）	医療情報取得加算	●点
	医療情報取得加算	●点
調剤時（●月に1回に限り算定）	医療情報取得加算	●点
	医療情報取得加算	●点

医療DX推進体制整備加算

医療情報取得加算

# マイナ保険証利用率について

## ① レセプト件数ベース利用率（2か月後に把握可能）

= マイナ保険証の利用者数の合計 ÷ レセプト枚数※

## ② オンライン資格確認件数ベース利用率（1か月後に把握可能）

= マイナ保険証の利用件数 ÷ オンライン資格確認等システムの利用件数

	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6
利用率 (レセプト件数ベース)	3.73%	3.99%	4.37%	4.94%	6.04%	7.28% (推計)	8.89% (推計)

※ R6.5以降のレセプト枚数は、昨年同月における対前々月比を踏まえて推計

# 通知等の規定事項について（案）

## 施設基準通知等の規定事項（案）

### <マイナ保険証利用率に関する事項について>

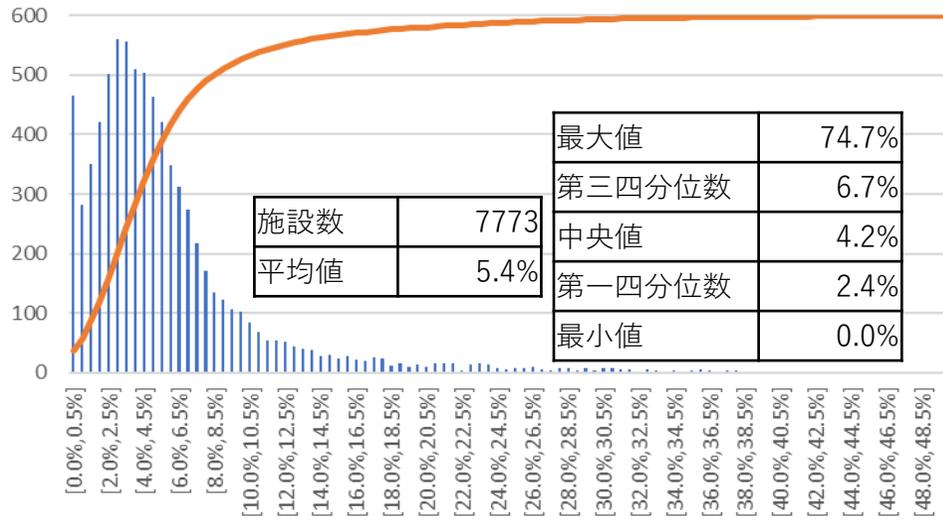
- 医療DX推進体制整備加算のマイナ保険証利用率要件については、適用月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いること。また、令和6年10月から同年12月まで及び令和7年1月以降のマイナ保険証利用率の基準を規定すること。（「個別改定項目について」②第2の1. 改定案欄[施設基準通知]第1の9 1(6)等関係）
- 医療DX推進体制整備加算のマイナ保険証利用率要件について、令和6年10月から令和7年1月までの間は、適用月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、適用月の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることも可能であること。（「個別改定項目について」②第2の1. 改定案欄[経過措置]1等関係）
- 適用月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率 又は 2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月及び前々月のマイナ保険証利用率を用いることも可能であること。（「個別改定項目について」②第2の1. 改定案欄[施設基準通知]第1の9 1(8)等関係）
  - 例) 令和6年10月適用分：
    - 同年7月実績のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率 → 5月、6月実績も可
    - 同年8月実績のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証 → 6月、7月実績も可

### <届出に関する事項について>

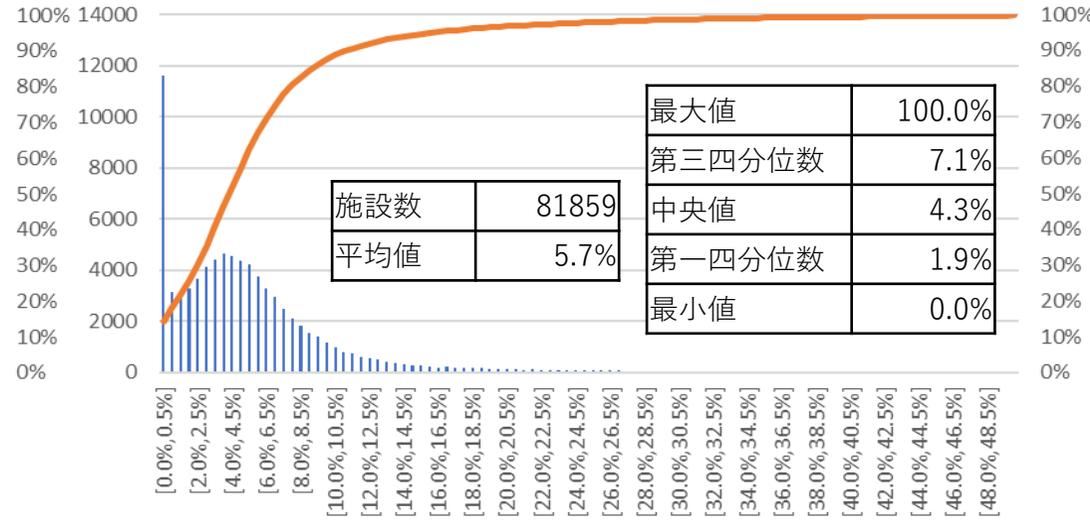
- 保険医療機関・薬局は、医療DX推進体制整備加算の算定に当たり、施設基準の届出が必要であるが、このうちマイナ保険証利用率に関する施設基準については、毎月社会保険診療報酬支払基金から報告されるマイナ保険証利用率が当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長への届出を行う必要はないこと。（「個別改定項目について」②第2の1. 改定案欄[施設基準通知]第1の9 4(3)等関係）
- すでに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関・薬局は、届出直しは不要であること。ただし、すでに施設基準を届け出た保険医療機関・薬局において、マイナ保険証利用率要件が基準に満たない場合には、加算を算定できないこと。（疑義解釈通知で規定予定）

# マイナ保険証利用率（レセプト件数ベース・4月実績）について

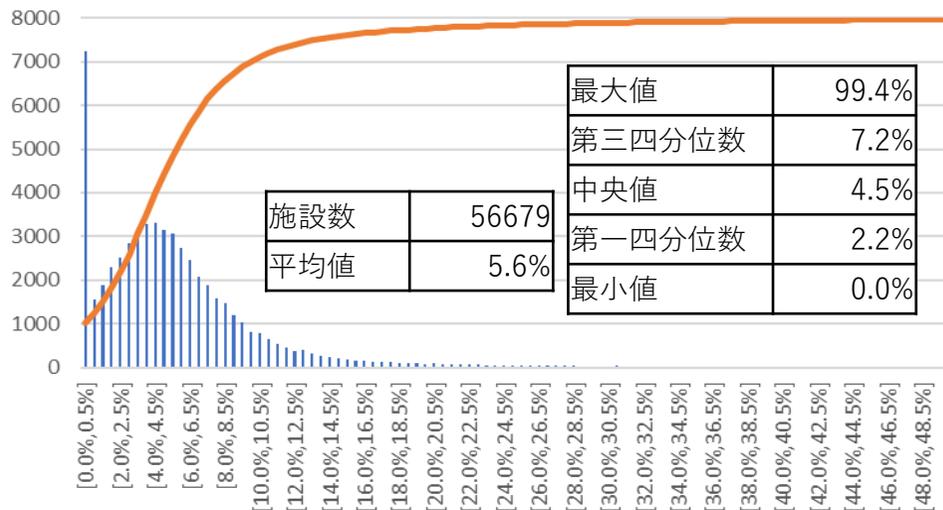
マイナ保険証利用率（病院・レセ・4月実績）



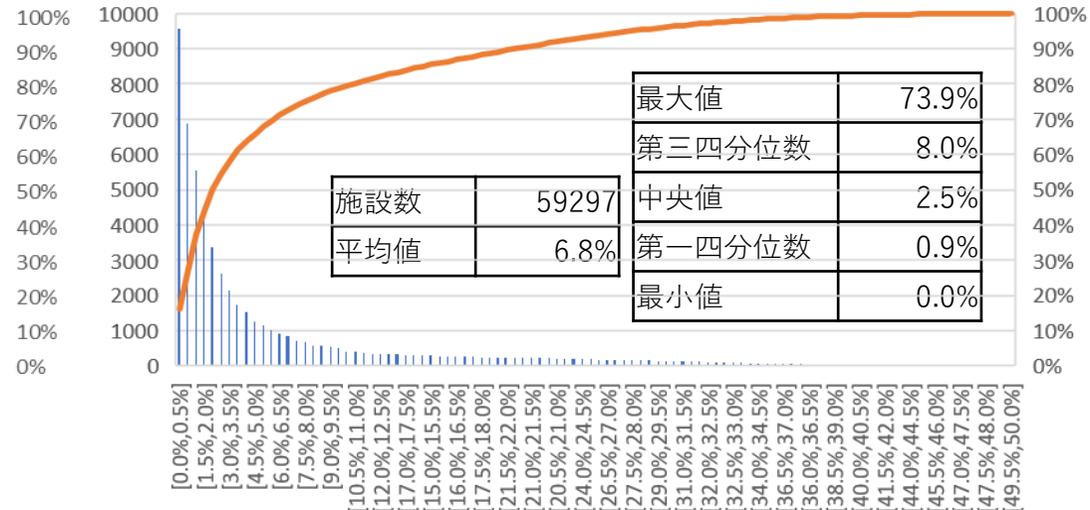
マイナ保険証利用率（医科診療所・レセ・4月実績）



マイナ保険証利用率（歯科診療所・レセ・4月実績）



マイナ保険証利用率（薬局・レセ・4月実績）

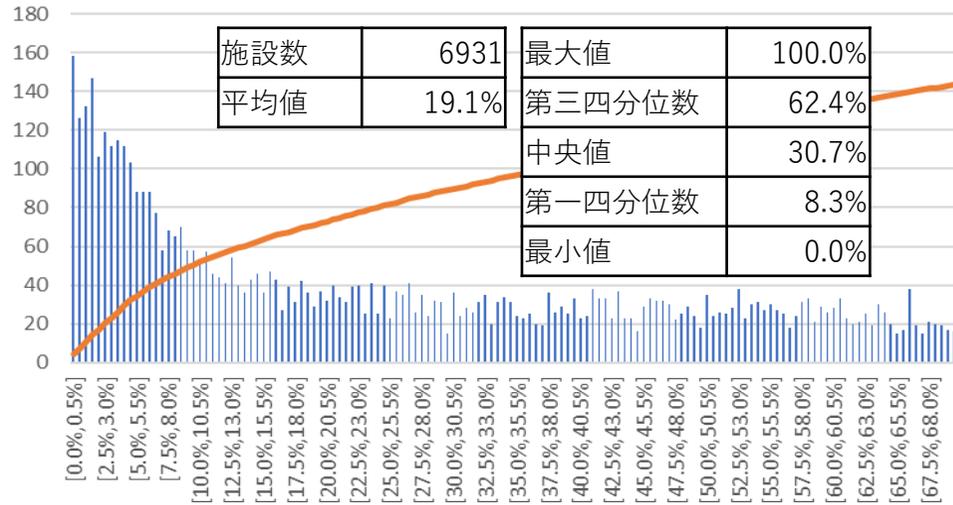


※ 利用割合 = MNC利用人数 / レセプト枚数  
 ※ レセプト枚数50以上等の施設を対象に算出

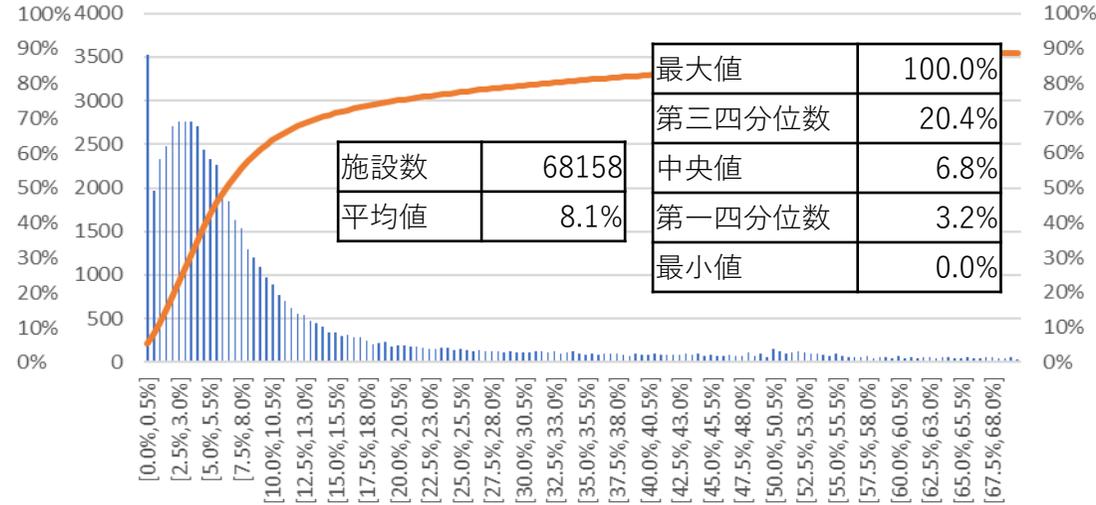
■ 施設数 ■ 累積割合

# マイナ保険証利用率（オンライン資格確認件数ベース・6月実績）について

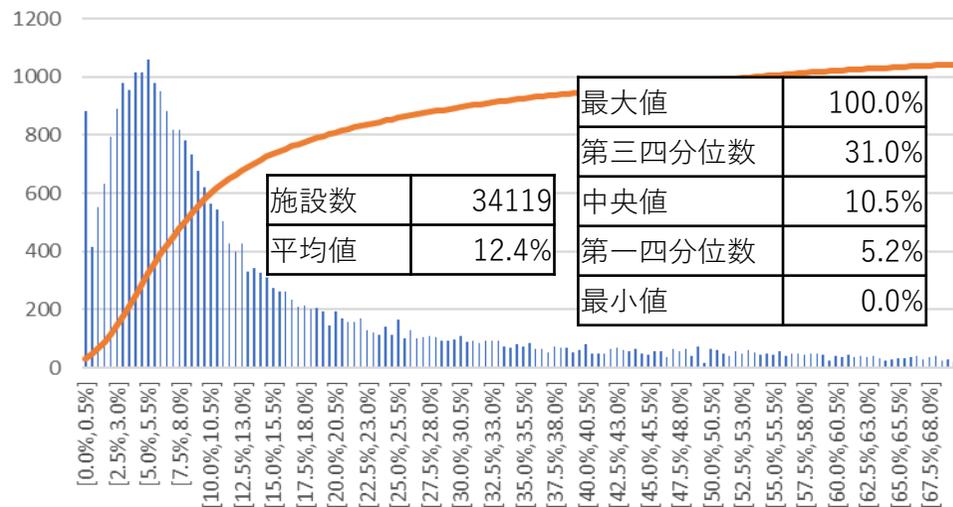
マイナ保険証利用率（病院・件数・6月実績）



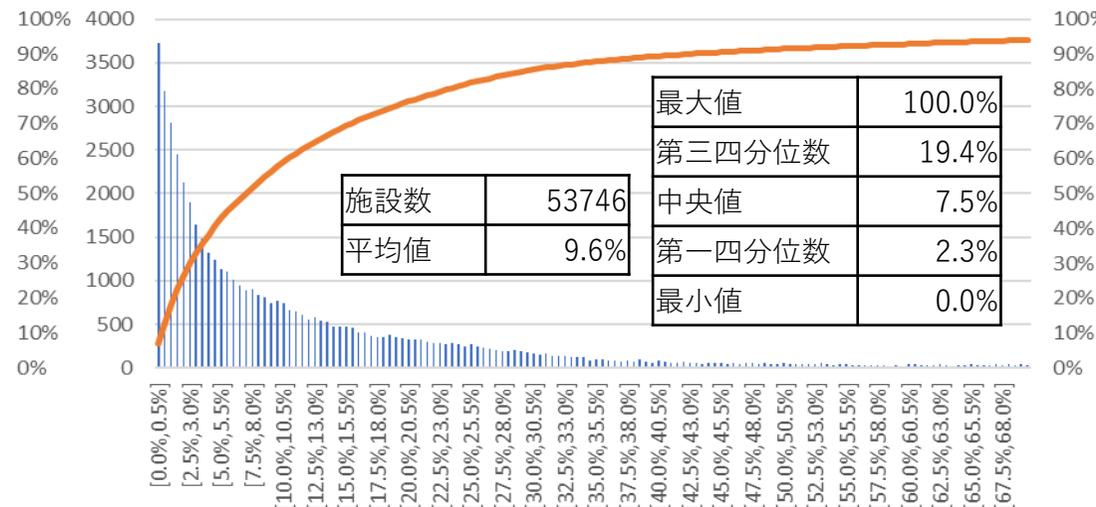
マイナ保険証利用率（医科診療所・件数・6月実績）



マイナ保険証利用率（歯科診療所・件数・6月実績）



マイナ保険証利用率（薬局・件数・6月実績）



※ 利用割合 = MNC利用件数 / オンライン資格確認利用件数

※ オンライン資格確認利用件数50以上等の施設を対象に算出

■ 施設数    — 累積割合